

## 千葉県廃棄物適正化推進員要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例（平成5年千葉県条例第17号）第10条に規定する廃棄物適正化推進員（以下「推進員」という。）の委嘱、任期、職務等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (推進員の種別及び定数)

第2条 推進員は、地区廃棄物適正化推進員（以下「地区推進員」という。）及び自治廃棄物適正化推進員（以下「自治推進員」という。）とし、その定数はそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 地区推進員 区町内自治会連絡協議会を構成する各地区の町内自治会連絡協議会（以下「地区連協」という。）ごとに1人
- (2) 自治推進員 町内自治会（以下「自治会」という。）ごとに1人。ただし、500世帯を超える自治会にあっては2人とすることができる。

### (委嘱)

第3条 地区推進員は、市長が各地区連協の会長に委嘱する。

- 2 自治推進員は、当該自治推進員の候補者が所属する自治会から自治推進員推せん届（様式第1号）又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による自治推進員の推せんのあった者で市長が適当と認めたものに委嘱する。ただし、自治会の推せん又は自治会がない地区について必要と認めるときは、市長は、別に自治推進員を委嘱することができる。

### (任期)

第4条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 推進員に欠員が生じた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (担当区域)

第5条 推進員の職務を担当する区域（以下「担当区域」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地区推進員 その者が所属する地区連協を構成する自治会の区域
  - (2) 自治推進員 第3条第2項の規定により自治会の推薦を受け委嘱された者にあつては当該自治会の地域、同項ただし書の規定により委嘱された者にあつては市長が指定する区域
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要に応じて担当区域を変更することができるものとする。

### (活動内容)

第6条 地区推進員は、市と自治推進員との連絡調整を行うとともに、廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発に努めるものとする。

- 2 自治推進員は、次の業務を行うものとする。
  - (1) 廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発に関すること。

- ア 地域住民に対する清掃行政の推進に係る市の計画方針の連絡に関すること。
  - イ 地域住民の廃棄物の適正処理及び再利用等に対する意見、要望等の市への連絡及び調整に関すること。
  - ウ その他廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発のため必要な事項に関すること。
- (2) 市の実施する分別収集の指導に関すること。
- ア ごみ集積所の清潔保持の指導に関すること。
  - イ 分別収集日時の遵守の指導に関すること。
  - ウ 分別排出方法の徹底の指導に関すること。
- (3) 集団回収（資源回収）及びリサイクル活動に係る地域活動の推進に関すること。
- (4) 地域における美化活動参加の促進に関すること。
- (5) 不法投棄に関する市への通報及び連絡に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(報告)

第7条 自治推進員は、前条第2項の活動内容の実績を活動報告書（様式第2号）に記録し、指定の期日までに市長に報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(身分証明書の交付)

第9条 市長は、推進員の身分を証するため、身分証明書（様式第3号）を交付する。

2 推進員は、推進員として活動する際には、身分証明書を携帯しなければならない。

(報償費の支払い)

第10条 市長は、第6条に規定する活動を遂行した推進員に対して、別表に定めるところにより報償費を支払うものとする。

(変更)

第11条 自治会は、当該自治会が所属する自治推進員に変更が生じたときは、自治推進員変更届（様式第4号）又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による自治推進員の変更の届出を速やかに市長に提出しなければならない。

(解嘱)

第12条 自治会は、当該自治会が所属する自治推進員から辞退の申出があったときは、自治推進員辞退届（様式第5号）又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による自治推進員の辞退の届出（以下「辞退届等」という。）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による辞退届等が提出された場合のほか、自治推進員がその適格

性を欠くと認めるときは、解嘱することができる。

(災害補償)

第13条 市は、推進員がその活動中に受けた事故に対し、市が加入する損害保険で補てんされる範囲で補償するものとする。

(不法投棄監視員)

第14条 市長は、推進員が地域での活動を遂行するために必要と認めるときは、推進員と連携して活動する不法投棄監視員(以下「監視員」という。)を委嘱することができる。

2 監視員は、当該監視員の候補者が所属する自治会から不法投棄監視員推せん届(様式第6号)又はちば電子申請サービスを通じた電子申請による監視員の推せんのあった者で市長が適当と認められたものに委嘱する。ただし、自治会の推せん又は自治会がない地区について必要と認めるときは、市長は、別に監視員を委嘱することができる。

(監視員の定数)

第15条 監視員の定数は自治会ごとに3人までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを超えて委嘱することができる。

(ビブスの貸与)

第16条 市長は、監視員にビブス(様式第7号)を貸与する。

2 監視員は、監視員として活動する際には、ビブスを着用しなければならない。

3 監視員は、ビブスを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(準用)

第17条 第4条の規定は、不法投棄監視員の任期について準用する。

2 第5条第1項第2号及び同条第2項の規定は、不法投棄監視員の担当区域について準用する。

3 第6条第2項の規定は、不法投棄監視員の活動内容について準用する。

4 第8条の規定は、不法投棄監視員の秘密の保持について準用する。

5 第9条の規定は、不法投棄監視員の身分証明書について準用する。この場合において「身分証明書(様式第3号)」とあるのは「身分証明書(様式第8号)」と読み替えるものとする。

6 第11条の規定は、監視員の変更について準用する。この場合において「自治推進員変更届(様式第4号)」とあるのは「不法投棄監視員変更届(様式第9号)」と読み替えるものとする。

7 第12条の規定は、監視員の解嘱について準用する。この場合において「自治推進員辞退届(様式第5号)」とあるのは「不法投棄監視員辞退届(様式第10号)」と読み替えるものとする。

8 第13条の規定は、監視員の災害補償について準用する。

第18条 この要綱に定めるもののほか、推進員等に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成5年10月1日から施行する。
- 2 清掃推進員設置要綱（昭和60年2月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定にかかわらず、この要綱施行の際現に旧要綱の規定により地区清掃推進員または自治清掃推進員に委嘱されている者は、この要綱の施行の日に、別に委嘱又は解嘱がなされない限り、地区清掃推進員は地区推進員に、自治清掃推進員は自治推進員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その任期は旧要綱に基づく地区清掃推進員又は自治清掃推進員としての任期の残任期間とする。
- 4 第8条の規定にかかわらず、当分の間、市長は、同条の規定による報償に代えて、別に定めるところにより、地区推進員である者が所属する自治会の区域の地区連協又は自治推進員である者が所属する自治会に対し、報償することができるものとする。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行し、この要綱による改正後の千葉市廃棄物適正化推進員要綱附則第4項の規定は、平成5年度分以降の報償について適用する。

附 則

この要綱は、平成7年1月25日から施行し、この要綱による改正後の千葉市廃棄物適正化推進員要綱附則第4項は、平成6年度分以降の報償について適用する。

附 則

この要綱は平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表 廃棄物適正化推進員報償費（第10条関係）

推進員の種別	金額
地区推進員	当該地区連協に所属する自治会数（ただし自治推進員の推せんがある自治会に限る。）に1,000円を乗じた額
自治推進員	12,000円

備考 報償費は会計年度ごとに支払うものとする。

## 自治推進員推せん届

地区連協（中学校区）	第 地区連協
自治会名	町内自治会
住所	区 町
フリガナ 氏 名	
電話	( )
電子メール	

上記の者を当町内自治会の廃棄物適正化推進員として推せんします。

年 月 日

（あて先）千葉市長

町内自治会長

住 所  
氏 名  
電 話  
電子メール

担当：環境局資源循環部  
環境事業所

# 活 動 報 告 書

地区連協（中学校区） 第 地区連協

町内自治会名 \_\_\_\_\_

自治推進員氏名 \_\_\_\_\_

活動内容 (該当するものに○をする)	活動頻度	具体的内容
ごみステーションの美化活動	回/ 年・月・週	
ごみの分別方法の周知	回/ 年・月・週	
集団回収やリサイクル活動への協力	回/ 年・月・週	
地域の清掃活動	回/ 年・月・週	
違法ごみの市への通報・相談	回/ 年・月・週	
その他	回/ 年・月・週	

※ 記入欄が足りない場合は、この用紙をコピーしてお使いください。

※ 報告は各自治会の所管環境事業所をお願いします。

## 【問い合わせ先】

中央・美浜環境事業所 : 043-231-6342

花見川・稲毛環境事業所 : 043-259-1145

若葉・緑環境事業所 : 043-292-4930

様式第3号（第9条関係）

身分証明書

（表）

第 号
身 分 証 明 書
住 所
氏 名
有効期限
上記の者は、本市の廃棄物適正化推進員（ 推進員）であることを証明する。
年 月 日
千 葉 市 長 印

（裏）

千葉市廃棄物適正化推進員要綱（抜すい）

（活動内容）

第6条 地区推進員は、市と自治推進員との連絡調整を行うとともに、廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発に努めるものとする。

2 自治推進員は、次の業務を行うものとする。

- (1) 廃棄物の適正処理並びに再利用等の普及及び啓発に関すること。
- (2) 市の実施する分別収集の指導に関すること。
- (3) 集団回収（資源回収）及びリサイクル活動に係る地域活動の推進に関すること。
- (4) 地域における美化活動参加の促進に関すること。
- (5) 不法投棄に関する市への通報及び連絡に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項に関すること。



## 自治推進員変更届

新推進員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自治会名	町内自治会
	住所	区 町
	フリガナ 氏名	
	電話	( )
	電子メール	
旧推進員	住所	
	氏名	
変更理由		

上記のとおり廃棄物適正化推進員を変更するので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住所

氏名

担当：環境局資源循環部

環境事業所

## 自治推進員辞退届

推進員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自治会名	町内自治会
	住所	区 町
	フリガナ 氏名	
辞退理由		

上記のとおり廃棄物適正化推進員の辞退がありましたので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住所

氏名

担当：環境局資源循環部

環境事業所

## 不法投棄監視員推せん届

地区連協（中学校区）	第 地区連協
自治会名	町内自治会
住所	区 町
フリガナ 氏名	
電話	( )
電子メール	

上記の者を当町内自治会の不法投棄監視員として推せんします。

年 月 日

（あて先）千葉市長

町内自治会長

住所  
氏名  
電話  
電子メール

担当：環境局資源循環部  
環境事業所

様式第7号 (第16条関係)

(表)




(裏)




様式第8号 (第17条関係)

身分証明書

(表)

第	号
身分証明書	
住所	
氏名	
有効期限	
上記の者は、本市の不法投棄監視員であることを証明する。	
年 月 日	千葉市長 

(裏)

委 嘱 状	
様	
不法投棄監視員を委嘱します	
期間は	年 月 日から
	年 月 日までとします
千葉市長	
	

※ 印影 斜線部に印字

## 不法投棄監視員変更届

新不法投 棄監視員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自治会名	町内自治会
	住所	区 町
	フリガナ 氏名	
	電話	( )
	電子メール	
旧不法投 棄監視員	住所	
	氏名	
変更理由		

上記のとおり不法投棄監視員を変更するので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住所

氏名

担当：環境局資源循環部  
環境事業所

## 不法投棄監視員辞退届

不法投棄 監視員	地区連協 (中学校区)	第 地区連協
	自治会名	町内自治会
	住所	区 町
	フリガナ 氏名	
辞退理由		

上記のとおり不法投棄監視員の辞退がありましたので届け出ます。

年 月 日

(あて先) 千葉市長

町内自治会長

住所

氏名

担当：環境局資源循環部  
環境事業所